

早稲田商学同攻会会則

(名称)

第1条 本会は、早稲田商学同攻会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の研究活動および教育活動に対する助成を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- 一 早稲田大学商学部および大学院会計研究科の専任教員、特任教授および任期付教員。
- 二 早稲田大学商学部、大学院商学研究科（商学専攻）および大学院会計研究科の在学学生。
- 三 上記の会員以外で入会したものを特別会員とする。

(会費)

第4条 会員は会費年額2,000円、特別会員は会費年額2,800円を納める。

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

- 一 会長1名、商学部長を会長として本会を代表し会務を統括する。
- 二 編集委員長1名、編集委員若干名および第3条第1号会員の中から会長が委嘱する。

第6条 役員は、2年とする。

(編集委員会)

第7条 編集委員会は、編集委員長および編集委員をもって構成し、本会の目的を達成するために必要な事項の計画・処理に関することを審議する。

(活動)

第8条 本会は、学術雑誌「早稲田商学」を原則として年4回、「文化論集」を原則として年2回発行し、会員および特別会員に配布する。但し、編集委員会が認める場合、増刊号を発行することができる。

2 本会は、編集委員会が認める教育活動に対する助成を行う。

3 編集委員会は、助成を行う教育活動の選定および助成金額を決定する。

(総会)

第9条 定時総会および臨時総会は、会長がこれを招集する。

2 定時総会は、毎年1回これを開催し、事務会計の報告および必要事項を決議する。

3 定時総会は、第3条第1号会員および第2号会員代表10名以内で構成される。

4 臨時総会は、編集委員会が必要と認めるとき、これを開催することができる。

(総会の議長および決議)

第10条 総会の議長は、編集委員長がこれに任じ、編集委員長に事故があるときは編集委員のいずれかが代行する。

2 総会の決議は、第3条第1号会員の3分の1以上が出席し（委任状による出席を含む）、出席者の過半数をもって行う。

(会則)

第11条 本会則は、定時総会の決議を経て、これを変更することができる。

2 本会則に規定しない細目は、編集委員会の決議をもってこれを定める。

(事務所)

第12条 本会の事務所は、早稲田大学商学部に置く。

付則 この会則は、大正14年より施行する。

改正 昭和5年・15年・24年・26年・28年・36年・39年・41年・43年・48年・52年・63年・平成11年・20年・22年・27年・30年・令和元年

2020年3月10日 印刷
2020年3月15日 発行

編集者

編集責任者

印刷所

発行所

文化論集 第57号
頒布価格 400円

早稲田商学同攻会
〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1
電話 03 (3203) 4 1 5 1
(内線) 71-6181

振替口座 00150-2-7 2 5 1 9

藤 田 誠

三美印刷株式会社
東京都荒川区西日暮里5-9-8

早稲田商学同攻会
〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1
電話 03 (3203) 4 1 5 1
(内線) 71-6181